

経済財政運営と改革の基本方針2014(H26.6.24閣議決定)

今後、少子化が更に進展する中、教育の「質」をより重視した取組を強化する。そのため、少子化の見通しも踏まえ教職員の計画的採用を進めつつ、教職員の質的向上や指導力の強化を推進する。学校規模の適正化に向けて、距離等に基づく学校統廃合の指針について、地域の実情も踏まえつつ見直しを進める。また、専門人材やICTの活用等により効率的に教育の充実を図る。

今後の学制等の在り方について(教育再生実行会議 第五次提言)平成26年7月4日 閣議報告

学校が地域社会の核として存在感を発揮しつつ、教育効果を高めていく観点から、国は、学校規模の適正化に向けて指針を示すとともに、地域の実情を適切に踏まえた学校統廃合に対し、教職員配置や施設整備などの財政的な支援において十分な配慮を行う。国及び地方公共団体は、学校統廃合によって生じた財源の活用等によって教育環境の充実に努める。

まち・ひと・しごと創生総合戦略(H26.12.27閣議決定)

(4)-(ア)-② 公立小・中学校の適正規模化、小規模校の活性化、休校した学校の再開支援

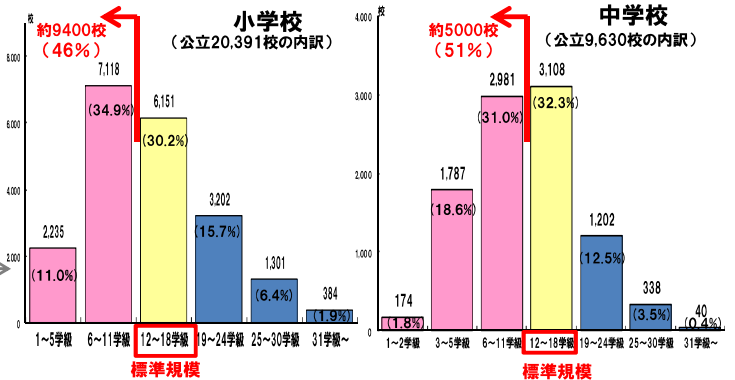
集団の中で切磋琢磨しつつ学習し、社会性を高めるとい学校の特質に照らし、学校は一定の児童・生徒の規模を確保することが望ましいが、今後少子化の更なる進展により、学校の小規模化に伴う教育上のデメリットの顕在化や、学校がなくなることによる地域コミュニティの衰退が懸念されており、各市町村の実情に応じた活力ある学校づくりを推進する必要がある。そのため、地域コミュニティの核としての学校の役割を重視しつつ、活力ある学校づくりを実現できるよう、学校統合を検討する場合や、小規模校の存続を選択する場合、更には休校した学校を児童生徒の増加に伴い再開する場合などに対応し、活力ある学校づくりを目指した市町村の主体的な検討や具体的な取組をきめ細やかに支援する。

学校規模適正化・適正配置等に係る検討経緯

背景

- 集団の中で切磋琢磨しながら学習したり、社会性を高めるとい学校の特質に照らし、学校は本来一定の規模を確保することが望ましい。
 - そのため文部科学省では公立小・中学校の適正規模や適正配置について、標準等を設定。(学校教育法施行規則・義務教育施設費負担法施行令。学校規模:12~18学級、通学距離:小学校4km, 中学校6km)
 - この10年で既に小・中学校の1割にあたる3000校超が統合されているが、標準規模に満たない学校が約半数存在。
 - 今後、少子化の更なる進展により、学校の小規模化に伴う教育的デメリットの顕在化が懸念されている。一方、統合が困難な地理的特性や地域コミュニティの核としての学校の重要性への配慮が必要。
- ↓
- 各市町村の実情に応じた活力ある学校づくりを推進する必要。

◆公立学校の学校規模(H25)



◆経済財政運営と改革の基本方針2014(H26.6.24閣議決定)

(略) 学校規模の適正化に向けて、距離等に基づく学校統廃合の指針について、地域の実情も踏まえつつ見直しを進める。(略)

◆教育再生実行会議 第五次提言(H26.7.4.閣議報告)

学校が地域社会の核として存在感を発揮しつつ、教育効果を高めていく観点から、国は、学校規模の適正化に向けて指針を示すとともに、地域の実情を適切に踏まえた学校統廃合に対し、教職員配置や施設整備などの財政的な支援において十分な配慮を行う。国及び地方公共団体は、学校統廃合によって生じた財源の活用等によって教育環境の充実に努める。

◆まち・ひと・しごと創生総合戦略(H26.12.27閣議決定)

集団の中で切磋琢磨しつつ学習し、社会性を高めるとい学校の特質に照らし、学校は一定の児童・生徒の規模を確保することが望ましいが、今後少子化の更なる進展により、学校の小規模化に伴う教育上のデメリットの顕在化や、学校がなくなることによる地域コミュニティの衰退が懸念されており、各市町村の実情に応じた活力ある学校づくりを推進する必要がある。そのため、地域コミュニティの核としての学校の役割を重視しつつ、活力ある学校づくりを実現できるよう、学校統合を検討する場合や、小規模校の存続を選択する場合、更には休校した学校を児童生徒の増加に伴い再開する場合などに対応し、活力ある学校づくりを目指した市町村の主体的な検討や具体的な取組をきめ細やかに支援する。

検討経緯

平成26年6月~7月

- 政府方針に学校規模適正化に向けた指針の作成が盛り込まれる(骨太の方針2014等)

同年9月~

- 幅広い関係者の意見の聴取や全国の実態調査を実施。
 - ・学校規模適正化等に関する実態調査(H26.9実施、全都道府県・市町村)
 - ・「学校規模適正化等に関する調査研究協力者会議」(計6回)
 - ・少子化から生じる課題に対応している教育委員会や、子どもの体力向上に知見のある研究者等からヒアリング(計8回)

同年12月

- まち・ひと・しごと創生総合戦略において、各市町村の実情に応じた活力ある学校づくりをきめ細やかに支援する旨盛り込まれる。

平成27年1月

- 「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」案作成

生駒市を取り巻く環境

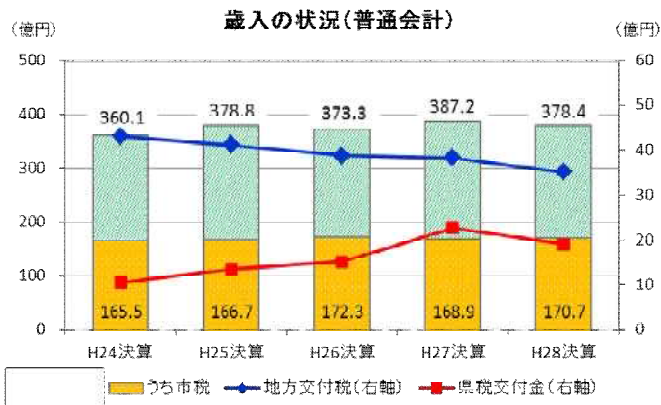
1 財政状況と見通し

(1) 歳入

歳入総額の4割以上を占める市税収入は、近年170億円前後で推移しているが、今後生産年齢人口（15～64歳人口）の減少に伴い減収していくことが予想される。

また、地方交付税※1については、毎年度5%程度減少しており、今後も減額される見通しである。

このような状況から、今後、一般財源※2の増加を望むことはできない状態である。

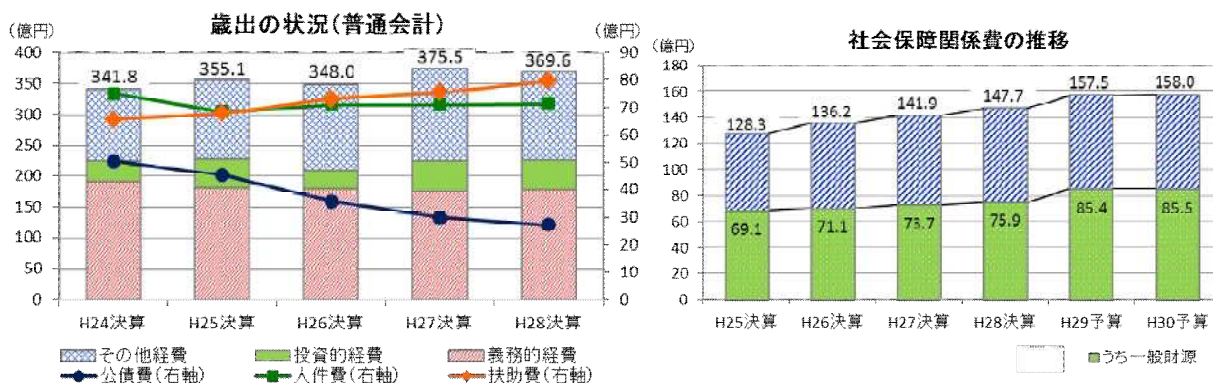


※1 地方交付税：国税の一定割合の額が、標準的な行政サービスの実施にあたり一般財源が不足する地方公共団体に交付されるもの。

※2 一般財源：地方公共団体の収入のうち、使いみちを自由に決めることができる財源。地方税、地方交付税、地方譲与税など。

(2) 歳出

投資的事業が続いたこともあり、歳出の総額は近年増加傾向である。今後、社会保障関係費は一般財源ベースで毎年度約2億円以上増えることが見込まれ、義務的経費が市の財政を圧迫する極めて厳しい状況が予想される。また、平成31年度から運営が開始される生駒北学校給食センターの運営費用が必要となるほか、公共施設の約半分が建設から30年以上経過し、保全・改修等の費用が必要となる。



2 人口動向と推計

(1) 人口動向

本市は、平成 29 年 10 月 1 日現在で、総人口は 121,048 人、世帯数は 49,058 世帯となっており、平成 25 年の 121,331 人をピークに人口の横ばいが続いている。

これまで、自然増、社会増と両方が増加することで大きく人口が増加してきた。自然動態では、出生数が死亡数を上回り、「自然増」を続けてきたものの、近年は出生数が横ばいになっている一方で死亡数が増加し、出生数と死亡数の差が小さくなり、増加傾向が鈍化している状況にある。

一方、社会動態では、転入が転出を上回り、「社会増」を続けてきたものの、近年は転入と転出の差が小さくなり、増加傾向が鈍化している。

(2) 生駒市人口ビジョンによる総人口の推移【図 1】

本市における過去の人口動態を踏まえつつ、今後の少子・高齢化の進展を想定し、さらに国が推し進めているまち・ひと・しごと創生総合戦略※1 に基づく東京圏の一極集中の是正や、生駒市まち・ひと・しごと創生総合戦略※2 に掲げる市内の子育て層への支援や市外からの子育て層の移住を促すための政策的な取組による効果を総合的に考慮して推計した結果、現状の人口規模から 2020 年をピークに本格的に人口減少に転じ、その後一貫して減少を続けるものの、2060 年においても 11 万人程度を維持すると見通している。

※1 まち・ひと・しごと創生総合戦略：地方が成長する活力を取り戻し、人口減少を克服することを目標として、2015 年度から 5 年間の国の政策目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめたもの。

※2 生駒市まち・ひと・しごと創生総合戦略：「女性が活躍しながら、安心して 2 人目、3 人目の子どもを産み、育てられる先進的住宅都市・生駒」を目指すまちの姿として設定し、その実現を目指して、出生率の向上や子育て世帯の定住促進・転入増加を図るための基本目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめたもの。

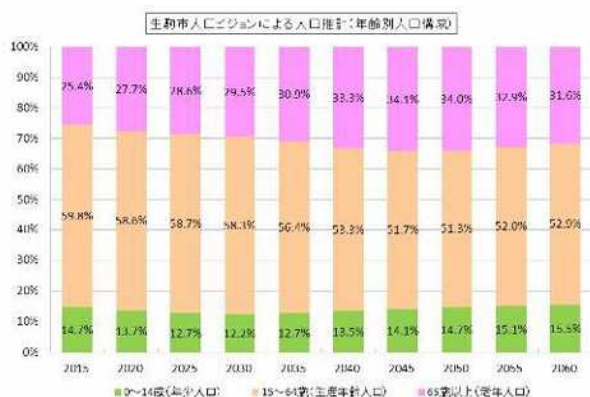
(3) 年齢別人口構成の推移【図 2】

本市においては今後も急速に高齢化が進展する状況にあり、2017 年において 26.8%の老年人口比率（65 歳以上）は、2045 年には 34.1%まで増加し、その後減少に転じると見込んでいる。

また、年少人口比率（14 歳以下）は、2017 年の 14.4%から 2030 年には 12.2%まで減少し、その後増加に転じると見込んでいる。



【図 1】



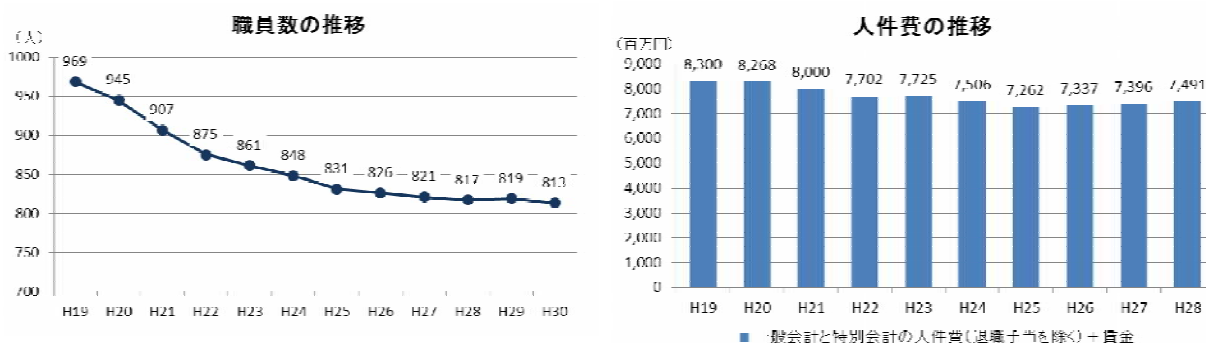
【図 2】

3 職員数の推移について

(1) 職員数及び人件費の推移

職員数の推移をみると、正規職員数は平成19年度の969人から一貫して減少しており、平成30年4月1日時点で813人となっている。一方、平成20年度から平成30年度の10年間で、臨時職員数は約150名、再任用職員数は約50名増加している。

また、賃金を含めた人件費（一般会計と特別会計の人件費（退職手当を除く））の推移をみると、平成19年度と比較し、平成28年度は約10億円の削減となっている。これは、職員数の削減や時間外勤務・特殊勤務手当の見直し等によるものである。

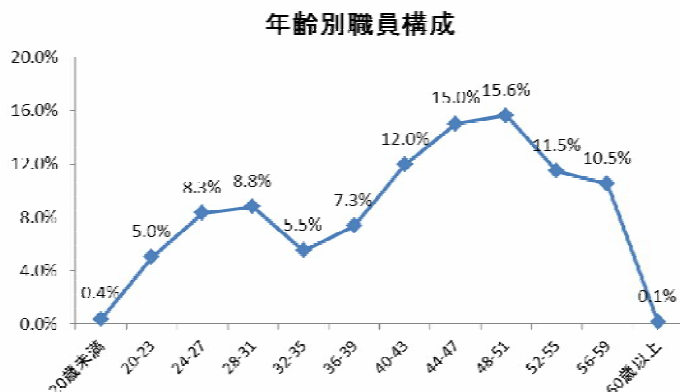


(2) 年齢別職員構成の状況

平成29年4月1日時点の年齢別職員構成をみると、44歳～51歳の職員が251人、52歳～59歳の職員が180人となっており、今後15年間で約半数の職員が定年退職する見込みとなっている。今後は、職員数の削減だけでなく、持続可能な組織であり続けるためにも、毎年度一定人数の新規職員を採用することなどにより、世代に偏りのない職員構成とする必要がある。

	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数(人)	3	41	68	72	45	60	98	123	128	94	86	1	819

平成29年4月1日時点

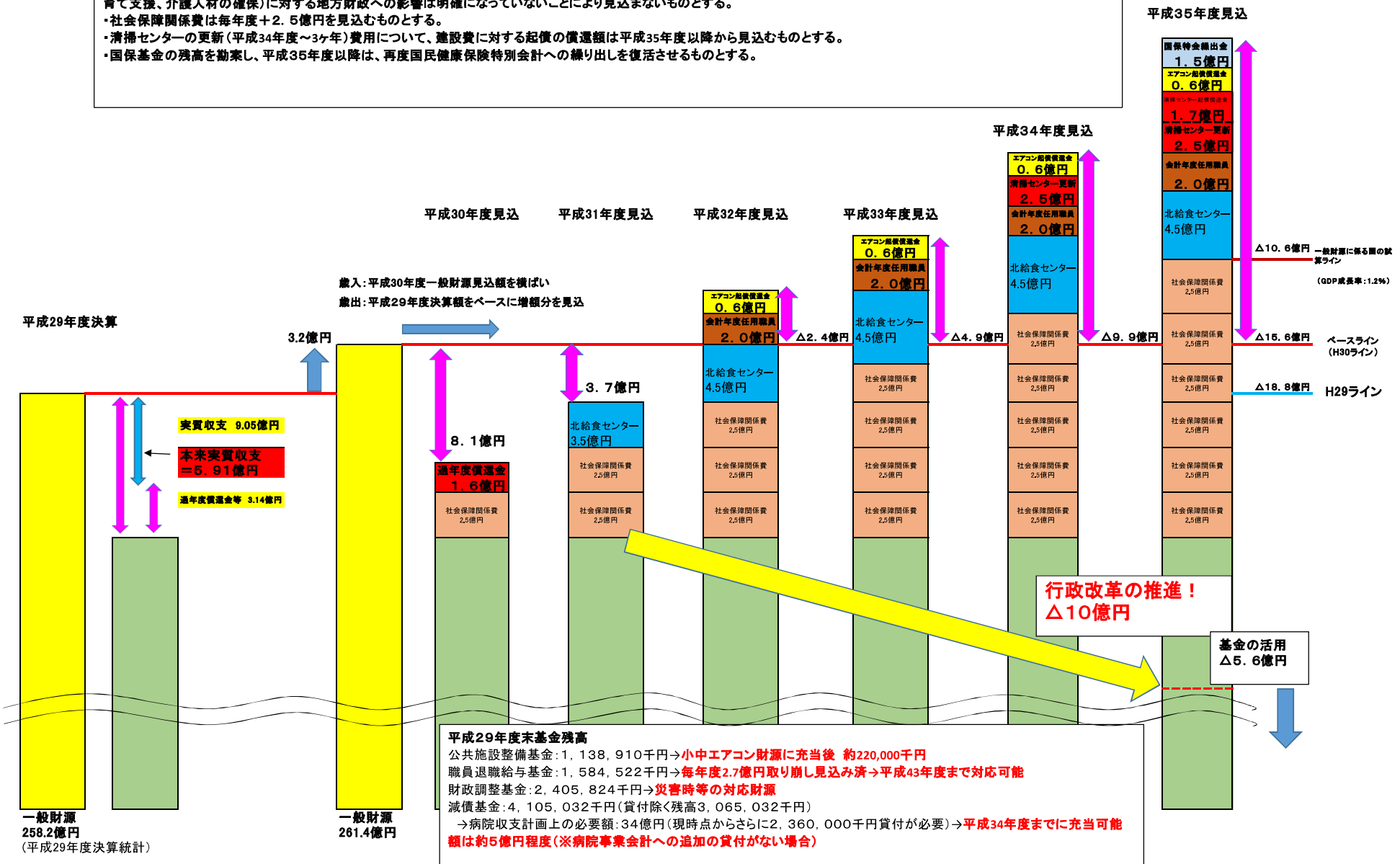


今後の財政見直し

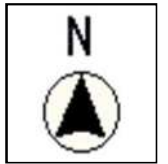
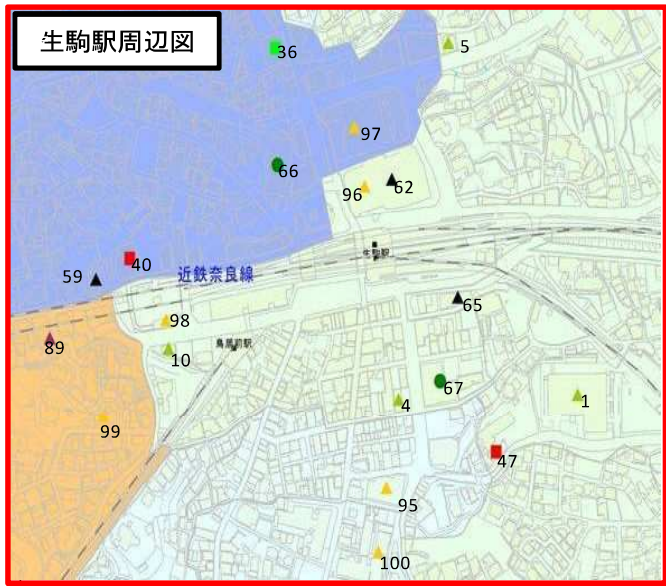
前提条件

- ・一般財源は平成30年度以降横ばいとする。(平成31年度地方財政の課題(総務省)の記述(平成31年度地方一般財源を前年度同水準で確保)による。)
- ・消費税及び地方消費税の増税(平成31年10月 8%→10%)による地方交付税の増額は国においては交付税特別会計の借入額の減、地方においては臨時財政対策債の減となる見込みであること、また地方消費税交付金の増額は同額が基準財政収入額に算入され地方交付税の同額の減になる見込であること、更に社会保障の充実(教育負担の軽減、子育て支援、介護人材の確保)に対する地方財政への影響は明確になっていないことにより見込まないものとする。
- ・社会保障関係費は毎年度+2.5億円を見込むものとする。
- ・清掃センターの更新(平成34年度~37年)費用について、建設費に対する起債の償還額は平成35年度以降から見込むものとする。
- ・国保基金の残高を勘案し、平成35年度以降は、再度国民健康保険特別会計への繰り出しを復活させるものとする。

平成30年11月13日
総務部財政経営課

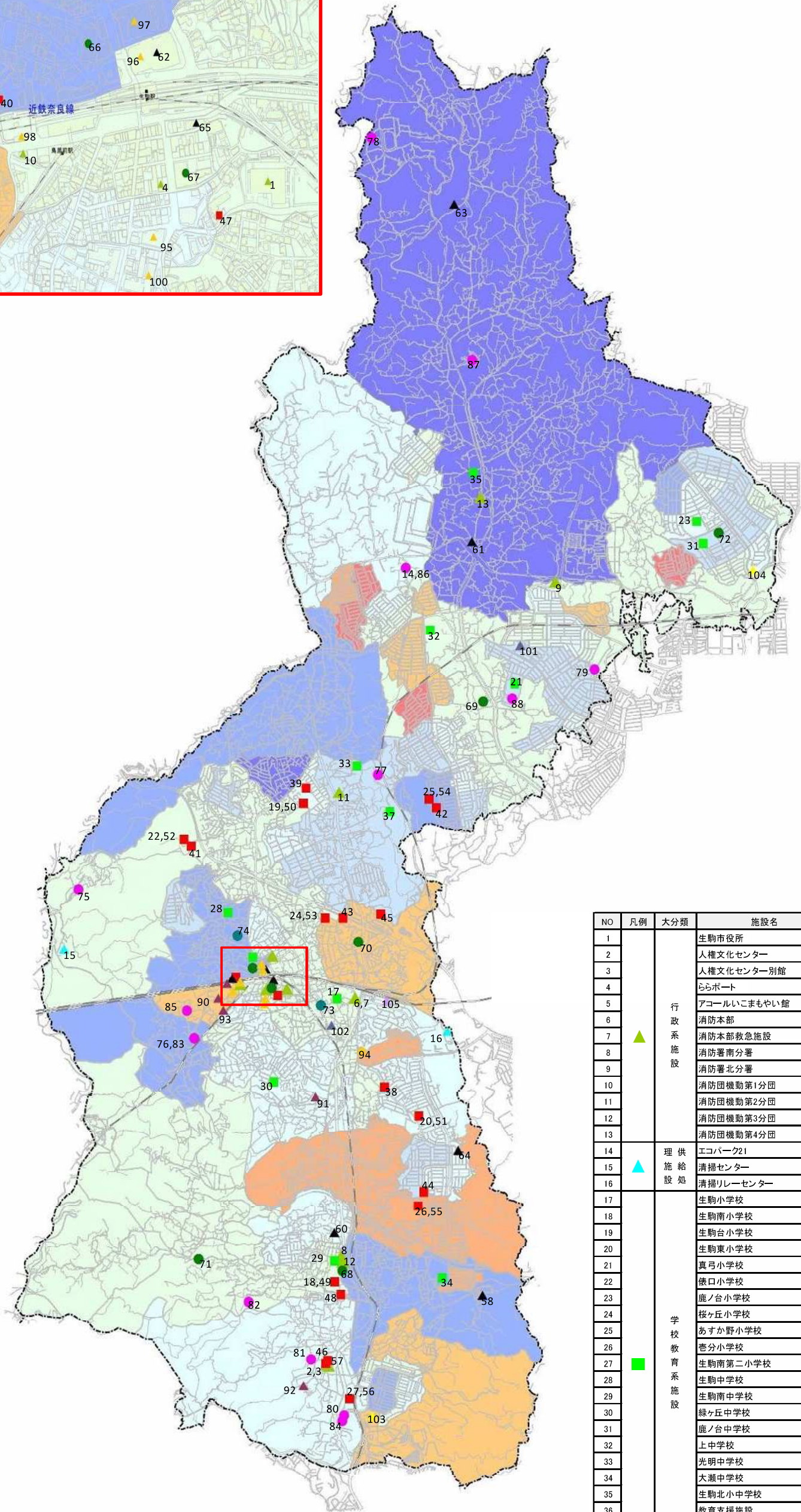


人口増減（2015－2060）と公共施設位置図



2015 - 2060 人口増減(人)

凡例	
■ (Dark Blue)	～ -400
■ (Medium Blue)	-399 ～ -300
■ (Light Blue)	-299 ～ -200
■ (Cyan)	-199 ～ -100
■ (Light Green)	-99 ～ 0
■ (Orange)	1 ～ 99
■ (Dark Orange)	100 ～ 299
■ (Red)	300 ～



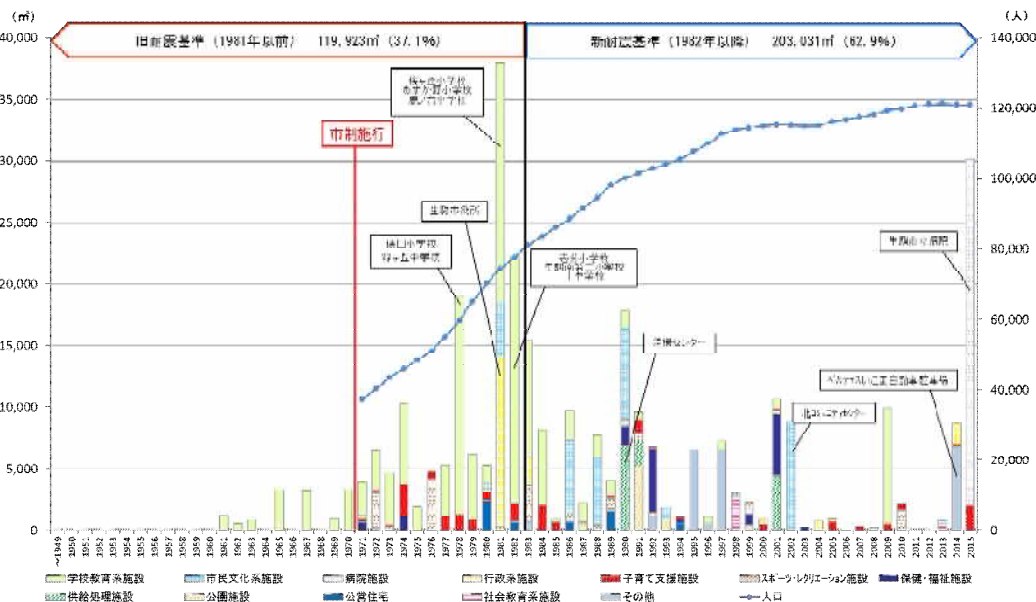
NO	凡例	大分類	施設名
38		子育て支援施設	なばた幼稚園
39			生駒台幼稚園
40			生駒こども園
41			徳口幼稚園
42			あすか野幼稚園
43			桜ヶ丘幼稚園
44			巻分幼稚園
45			ひがし保育園
46			小平尾保育園
47	■		中保育園
48			南こども園
49			生駒南学童
50			生駒台学童
51			生駒東学童
52			徳口学童
53			桜ヶ丘学童
54			あすか野学童
55		巻分学童	
56		生駒南第二学童	
57		小平尾南児童館	
58		保健・福祉施設	やすらぎの杜 優楽
59			デイサービスセンター幸楽
60			デイサービスセンター寿楽
61	▲		デイサービスセンター長楽
62		RAKU-RAKUほうす	
63		金鶏の杜優苑	
64		福祉センター	
65		セラビーいこま	
66		市民文化施設	たけまるホール
67			コミュニティセンター
68			南コミュニティセンター
69			北コミュニティセンター
70	●	図書館	
71		やまびこホール	
72		鹿ノ台ふれあいホール	
73		社会教育施設	ふるさとミュージアム
74	●		芸術館 美楽来
75		スポーツ・レクリエーション施設	生駒山麓公園
76			市民体育館
77			総合公園体育館
78			生駒北スポーツセンター体育館
79			北大和体育館
80			井出山体育館
81			小平尾南体育館
82	●		むかいやま公園体育館
83			武道場
84			井出山屋内温水プール
85		流寺公園プール	
86		いも山公園プール	
87		高山竹林園	
88		花のまちづくりセンター	
89		公営住宅	元町住宅
90			第二元町住宅
91	▲		緑ヶ丘住宅
92			小平尾桜ヶ丘住宅
93		再開発住宅	
94		その他	火葬場
95			生駒駅南自動車駐車場
96			生駒駅北地下自動車駐車場
97	▲		ベルテラス自動車駐車場
98			生駒駅前自転車駐車場
99			生駒駅第2自転車駐車場
100		生駒駅南自転車駐車場	
101	▲	上水道	水道事業事務所
102			山崎浄水場
103	▲	下水道	竜田川浄化センター
104			山田川浄化センター
105	▲	病院	生駒市立病院

NO	凡例	大分類	施設名
1		行政系施設	生駒市役所
2			人権文化センター
3			人権文化センター別館
4			ららポート
5			アールいこまもやい館
6			消防本部
7	▲		消防本部救急施設
8			消防署南分署
9			消防署北分署
10			消防団機動第1分団
11		消防団機動第2分団	
12		消防団機動第3分団	
13		消防団機動第4分団	
14	▲	供給施設	エコパーク21
15			清掃センター
16		清掃リレーセンター	
17		学校教育施設	生駒小学校
18			生駒南小学校
19			生駒台小学校
20			生駒東小学校
21			真弓小学校
22			徳口小学校
23			鹿ノ台小学校
24			桜ヶ丘小学校
25			あすか野小学校
26			巻分小学校
27	■		生駒南第二小学校
28			生駒中学校
29			生駒南中学校
30			緑ヶ丘中学校
31			鹿ノ台中学校
32			上中学校
33			光明中学校
34		大瀬中学校	
35		生駒北小中学校	
36		教育支援施設	
37		学校給食センター	

公共施設の現状とファシリティマネジメントについて

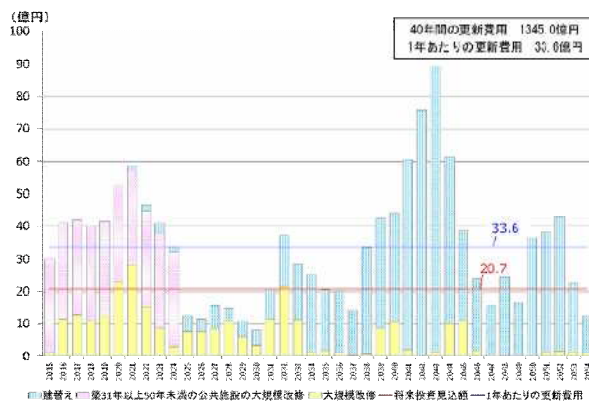
1 公共施設の現状

1971年の市制施行後、人口の急激な増加に併せて公共施設の整備が進められてきた。そのため、建設から30年以上経過する施設が50%以上を占め、今後保全・更新に多額の費用が必要となる。



2 将来の更新費用の推計

今後40年間で1,345億円、1年あたり33.6億円の更新費用が必要となる結果となった。これは、過去5年間の投資的経費の平均額（将来投資見込額）の1.6倍に相当する金額であり、今後全ての公共施設を維持し続けることは不可能である。



3 ファシリティマネジメントとは

ファシリティマネジメントとは、公共施設等（公共施設とインフラ施設）について、長期的な視点で、更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することである。

財政状況の悪化や人口減少・少子高齢化の進展、施設の老朽化等の課題がある中、全ての公共施設等をこれまでと同じように維持・更新していくことは困難であり、これからの時代にあった公共施設等のあり方を検討していくことが求められる。

こういった状況を受け、本市では、「長寿命化の推進」「公共施設等の適正配置」「民間活力の導

入」を基本方針として定めた「生駒市公共施設等総合管理計画」を平成 28 年 3 月に策定した。

4 今後の取組

(1) 生駒市公共施設マネジメント推進計画の策定

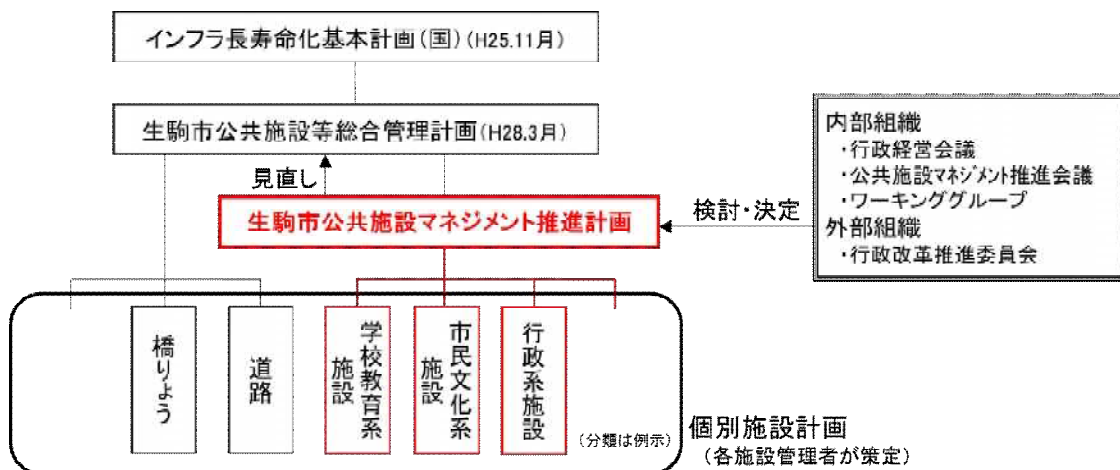
公共施設等総合管理計画に定める基本方針のうち、「公共施設等の適正配置」についての具体的な方針を定めるもの。対象を公共施設に絞り、建物の状況や利用状況、コスト状況、市民アンケート結果など様々な視点から、各公共施設について評価を実施し、施設の今後の方向性を明らかにする。

<取組内容>

- ① 施設カルテの作成：施設に関するデータの洗い出し
- ② 施設評価：1次評価（建物評価・機能評価）、2次評価（数値で判断できない定性的要素）
- ③ 施設類型ごとの基本方針：施設類型ごとに各施設の今後の方向性を決定
- ④ 公共施設マネジメント推進計画素案作成

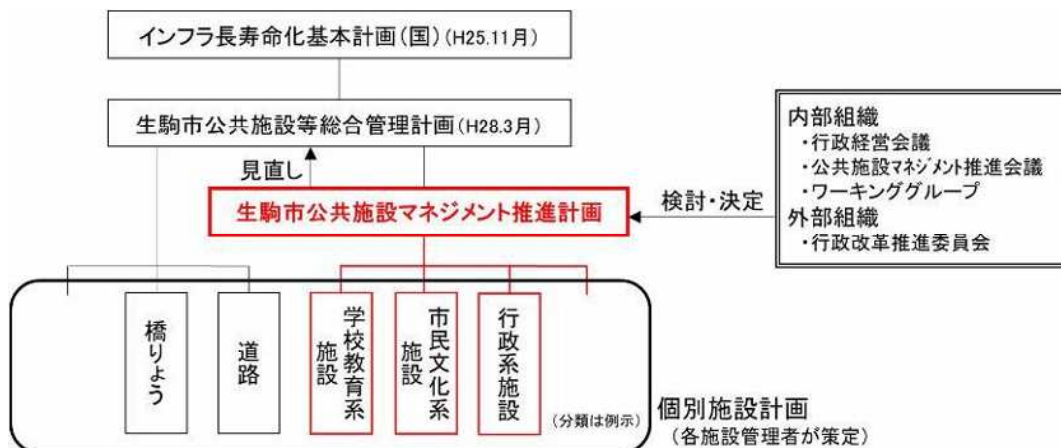
(2) 個別施設計画の策定

公共施設マネジメント推進計画に掲げる基本方針を実行するための計画である個別施設計画を策定し、実行する。



ファシリティマネジメントの取り組みについて

1 体系図



2 ファシリティマネジメントの進め方について

(1) 施設カルテの作成 (H30.8~9月) FM推進会議

施設ごとの現状を「見える化」し、同一類型の施設同士の比較を行うことで、今後の公共施設のあり方を検討するための基礎資料とするため、建物の状況や利用状況、コスト状況などに関する情報をまとめた施設カルテを作成する。(資料 4-2「施設カルテの項目について」参照)

(2) 施設評価基準の決定 (9月~10月) FM推進会議 行革推進委員会

事務局で作成した施設評価基準(案)をもとに公共施設マネジメント推進会議及び行政改革推進委員会で検討し、評価基準を決定する。(資料 4-3「施設評価基準 他市事例」参照)

1次評価基準：(ハード面) 施設の築年数や耐震性能、老朽化状況等の建物を評価する基準
(ソフト面) 施設の維持管理・運営にかかる費用や施設の利用状況といった機能を評価する基準

2次評価基準：施設の法的設置義務や避難所指定の有無、将来の利用見込み、まちづくりの観点など、数値では判断できない定性的な要素について評価する基準

(3) 1次評価 (11月~H31.1月) FM推進会議 行革推進委員会

(2)で決定した施設評価基準をもとに事務局で1次評価を実施し、公共施設マネジメント推進会議及び行政改革推進委員会に報告する。

(4) 2次評価 (2月~5月) FM推進会議 行革推進委員会

(2)で決定した施設評価基準をもとに事務局で2次評価結果(案)を作成し、公共施設マネジメント推進会議及び行政改革推進委員会で検討のうえ、評価結果を決定する。

(5) 市民アンケートの実施（4月～5月）

公共施設の利用状況や施設の今後のあり方についての市民の考え方等を把握するため、市民3,000名（予定）を対象に市民アンケートを実施する。アンケートの調査項目については、公共施設マネジメント推進会議及び行政改革推進委員会で検討のうえ決定する。（資料 4-4 「富田林市公共施設再配置計画 市民アンケート調査結果報告書」参照）

(6) 施設類型ごとの基本方針の決定（6月～7月） FM 推進会議

公共施設マネジメント推進会議において、1次評価結果、2次評価結果及び市民アンケート調査結果をもとに、各公共施設について、機能面及び建物面の今後の方向性（維持・縮小・複合化・廃止等）を決定し、施設類型ごとの基本方針をまとめる。（資料 4-5 「公共施設マネジメント推進計画 他市事例」参照）

(7) 公共施設マネジメント推進計画素案の作成（8月） FM 推進会議 行革推進委員会

(1)～(6)までの取り組みをまとめ、事務局で公共施設マネジメント推進計画素案を作成し、公共施設マネジメント推進会議及び行政改革推進委員会で検討のうえ決定する。

(8) パブリックコメント（10月）

公共施設マネジメント推進計画素案に対する市民意見を聴取するため、パブリックコメントを実施する。

(9) 公共施設マネジメント推進計画の策定（12月） FM 推進会議 行革推進委員会

パブリックコメントの結果から、必要に応じて素案に修正を加え、公共施設マネジメント推進会議及び行政改革推進委員会で検討のうえ、公共施設マネジメント推進計画を策定する。

(10) 個別施設計画の策定（H32年度） 施設所管課

各施設所管課において、公共施設マネジメント推進計画で定める基本方針を実行するための具体的な行動について定める個別施設計画を策定する。個別施設計画の中で、計画を進めていく際に市民の意見を取り入れる手法（ワークショップ、利用者アンケート等）について記載する。

(11) ワークショップ等を開催し、個別施設計画を実行（H32年度～） 施設所管課

ワークショップなどを実施することで市民の意見を聴取・反映しながら、個別施設計画を実行する。